

太子町いじめ防止基本方針



令和5年3月

太子町
太子町教育委員会

目 次

はじめに.....	1
1 いじめの防止等に関する基本的な考え方.....	1
(1) いじめの定義	
(2) いじめ防止のための基本的な理念	
(3) 太子町児童生徒のいじめの状況	
2 太子町の取組.....	2
(1) 太子町いじめ防止対策推進条例の制定	
(2) 太子町いじめ防止基本方針の策定	
(3) 太子町いじめ問題対策連絡協議会	
(4) 附属機関の設置	
(5) いじめ防止に向けた具体的な取組	
3 学校の取組.....	5
(1) いじめ防止基本方針の策定と校内組織の設置	
(2) 学校評価をもとにした取組の改善	
(3) 未然防止	
(4) 早期発見	
(5) 早期対応	
(6) インターネットを通じて行われるいじめへの対応	
4 家庭、地域、関係機関の役割.....	10
(1) 家庭の役割	
(2) 地域の役割	
(3) 関係機関の役割	
5 重大事態への対処.....	11
(1) 町教育委員会又は学校による調査	
(2) 町長による再調査	
(3) 再調査の結果を踏まえた措置	
6 いじめ防止等の検証及び見直し.....	12

◆はじめに

いじめは重大な人権問題であり、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

太子町においては、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとともに、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものであることを十分認識の上、その防止と対策にあたってきたところである。

このたび、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）施行を受けて、太子町は改めて児童生徒の尊厳を保持するため、学校・地域住民・家庭その他の関係者との連携のもと、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、法第12条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本理念である「太子町いじめ防止対策推進条例（令和5年条例第17号。以下「条例」という。）」を定めるとともに、基本的な方針を、「太子町いじめ防止基本方針」としてまとめ、ここに策定するものである。

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

（1）いじめの定義（法第2条）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめの基本的な認識】（「いじめ対応マニュアル」兵庫県教育委員会より）

- ① いじめは、どの子どもにもどの学校でも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(2) いじめ防止のための基本的な理念（法第3条）

全ての児童生徒が、いじめを行わず、いじめは許されない行為であることを十分に理解した上で、主体的かつ積極的にいじめ防止に向け取り組む姿勢を持つよう、また、児童生徒を見守る大人一人一人が、「いじめ問題は、学校を含めた社会全体の問題であり、許せない行為である」という強い認識のもと、それぞれの役割と責任を果たすため、兵庫県いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等に関する基本的な考えを次のとおりとする。

- いじめは全ての児童生徒に関係し、全ての学校で起こり得るものである。このことを十分に認識した上で、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。また、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。これらのことを児童生徒が十分に理解し、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、町、学校、家庭、地域その他の関係者の連携のもと、町民総掛かりでいじめの問題を克服することをめざして行われなければならない。

(3) 太子町児童生徒のいじめの状況

ア 「表面化しにくい」いじめ

暴力行為を伴ういじめより、仲間はずれや無視など心理的な攻撃を伴ういじめが多い。その被害は表面化しにくく、潜在化する傾向がある。

イ インターネット上で行われるいじめ

電子メールやソーシャルネットワークサービス上で行われる誹謗中傷などによるいじめが増加傾向にある。インターネット等の匿名性を悪用し、被害が広範囲に及ぶこともある。

2 太子町の取組

町は、児童生徒のいじめの状況に鑑み、いじめ防止の対策を推進するため、必要な措置を講ずるとともに、町民一体となった取組を推進する。

また、町教育委員会は、いじめ防止のための施策を主体的に展開し、学校と一体となって取り組んでいく。

(1) 太子町いじめ防止対策推進条例の制定

法に基づき、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関して、基本理念を定め、町の責務を明らかにし、基本的な事項を定めるとともに総合的かつ効果的に推進することにより、児童等が安心して生活し、学ぶことができる環境づくりに資することを目的に制定する。

(2) 太子町いじめ防止基本方針の策定（法第12条）

条例に基づき、太子町のいじめ防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処などが効果的に推進されるよう具体的な対策を定める。

(3) 太子町いじめ問題対策連絡協議会（法第14条第1項）

いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、学校・教育委員会・保護者・少年育成センター・警察・その他関係者により構成する「太子町いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。

(4) 附属機関の設置（法第28条第1項、法第30条第2項）

太子町立学校管内で発生したいじめ事案において、各学校いじめ防止基本方針に基づき対応を図る中で、法第28条に係る重大事態に及んだ際に、事案の原因究明、再発防止対策等の実施を行うため、教育委員会の附属機関として「太子町いじめ問題調査委員会」を設置する。

また、町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関として「太子町いじめ問題再調査委員会」を設置する。

(5) いじめ防止に向けた具体的な取組（法第7条）

法の基本理念に基づき、太子町におけるいじめ防止等のため、以下の取組を推進する。

ア 人権教育の充実

法第4条「児童等は、いじめを行ってはならない。」に基づき、「いじめは、相手の人権と人格を傷つける行為であり、決して許されるものではない」という認識のもと、全ての教育活動を通じて生命尊重の精神や人権感覚を養う教育を推進する。

イ 道徳教育及び体験活動等の充実

法第15条に基づき、人間尊重の精神や他者への思いやり、生命に対する畏敬の念を育み、心の通い合う人間関係づくりをすすめ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等を充実させる。

ウ 情報モラルに関する指導の充実

法第19条に基づき、ネットに潜む危険性を十分に理解した上で、スマートフォンやネット上のトラブルについて、常に最新の動向を把握するとともに効果的に対処できるよう啓発をする。ネットを通じて行われるいじめへの対応については、法第19条第3項に基づき、

必要な措置を講じる。

さらに、児童生徒及び教職員に対してインターネットを通じて行われるいじめの防止や効果的な対処について学習する機会を確保する。

エ いじめの実態把握・早期発見

いじめの防止、早期発見のため、いじめに関する生活アンケート調査を町内全小中学校で定期的実施する。アンケート調査の分析をいじめ対応チームで行い、様々な情報を収集するとともに実態把握に努め、防止のための活動に取り組む。

オ 早期対応

教育委員会は、学校との情報交換を行い、いじめの状況把握に努める。いじめが発生した場合、速やかに報告書の提出を求め、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することを最優先に、問題解決に向けた指導助言等、必要な支援を行う。解決が困難な事案については、町教育委員会が主導し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門家も派遣し、早期解決を図る。

カ 児童生徒の主体的な活動の推進

児童生徒が主体的にいじめをなくす取組を推進するとともに、各学校の児童生徒による主体的な取組を支援する。さらに、取組の内容を町民へ積極的に発信するよう呼びかける。

キ 教職員の資質向上

法第18条第2項に基づき、教職員の人権感覚や対応能力を高めることを目的に、いじめ防止等のための対策に関する研修を実施する。

ク 保護者等を対象にした啓発活動の実施

法第9条に示された保護者の責務に基づき、児童生徒の規範意識を養うための指導が行えるよう、保護者等を対象にした啓発活動や研修会を実施する。さらに、町教育委員会内に教育相談窓口を設け、保護者に対しいじめに係る相談制度及び救済制度等について必要な啓発活動を行う。

ケ 幼小中の連携

幼小中の校種間連携が速やかに行われるよう、定例の情報交換会を行い、児童生徒の様子はもちろん、指導体制、指導内容の共有を図る。また、幼小、小中の連携を深めるための事業を町教育委員会で積極的に計画・推進する。

コ 関係機関との連携

法第17条に基づき、いじめ防止等のための対策が関係者の連携のもと適切に行われるよう、関係機関（たつの警察署、こども家庭センター、医療機関、学校問題サポートチーム（兵庫県教育委員会）など）との情報共有を積極的に行い、必要な体制の構築に努める。

3 学校の取組

学校の取組は、以下を基本に行う。具体の対応については、いじめ対応マニュアル（平成29年兵庫県教育委員会）に基づき、学校・家庭・地域の実情に即し、機動的に取り組む。

（1）いじめ防止基本方針の策定と校内組織の設置

いじめの問題への取組に当たっては、管理職のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に取り組む。学校いじめ防止基本方針による取組や校内組織の機能については、定期的に点検・評価を行い、児童生徒の状況や地域の実態に応じて改善するよう努める。

ア 学校いじめ防止基本方針

法第13条に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などいじめの防止等全体に係る内容について具体的な実施計画や実施体制を定める。

基本方針は、ホームページ等で公開し、家庭・地域に理解を得るとともに、学校全体で点検し、必要に応じて見直すPDCAサイクルを盛り込む。

イ いじめ対応チーム等校内組織

いじめの問題への対応に当たっては、特定の教職員だけで抱え込まず、学校全体で取り組む組織的な対応が重要であり、その中核となる校内組織（いじめ対応チーム等）を設置する。必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、民生委員・児童委員等外部の人材を加える。

この校内組織には、次の機能が必要である。法において、設置が義務付けられており、校務分掌に明確に位置づけるとともに、実効ある組織とする。

【校内組織に必要な機能】

- ① 学校いじめ防止基本方針の策定や見直し
- ② いじめの防止対策のための年間計画の作成・実施
- ③ いじめに関する児童生徒、保護者及び地域に対する意識啓発
- ④ いじめの相談・通報窓口としての役割とその周知
- ⑤ いじめの情報や問題行動等に係る情報の収集と記録
- ⑥ いじめの情報やいじめが疑われる情報があつた時の迅速な対応

(2) 学校評価をもとにした取組の改善

いじめに係る学校評価は、いじめの認知件数のみの評価ではなく、児童生徒や地域の状況を踏まえて目標を立て、その取組の検証及び改善に取り組むよう留意する。

また、いじめをはじめとする生徒指導上の課題について、組織的対応の取組として評価されるよう留意する。

(3) 未然防止

全教職員の協力体制のもとで児童生徒に向き合う時間を確保し、年間を見通して予防的、開発的な取組を計画・実施する。また、いじめ問題への取組の重要性について、家庭・地域と認識を共有し、教育活動に支援を得ながら一体となり「いじめを生まない土壌づくり」に向けた取組を推進する。

ア 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

道徳教育、人権教育、特別活動、他者・社会・自然と関わりを深める体験活動等を充実させ、命や人権を尊重した豊かな心を育成する。

イ いじめに対する正しい理解

あらゆる機会をとらえて、いじめとは何かを児童生徒と教職員が共有し、児童生徒一人一人に対し、互いを思いやり、他者を自分と同じように尊重できる心や、いじめに対する正しい理解に基づき行動する態度を育成する。

ウ 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

学級活動、児童会・生徒会活動等がいじめ防止につながる活動を自分たちで考え実施する主体的な活動を進め、集団の一員としての自覚や自信を育み、互いに認め合える人間関係づくりを進める。

エ 児童生徒や学級の状況の把握

児童生徒に変化が見られる場合には、面接するなど早期に関わる。

児童生徒や学級の状況を把握し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び特別支援教育コーディネーター等、また、必要に応じて外部の専門家の助言も参考にしながら具体的な指導計画を立てる。

さらに、配慮を要する児童生徒の進級や進学、転学に際し、教職員間や校種間、学校間で適切な引継ぎを行う。

オ 校内研修の充実

いじめ対応マニュアル等を活用した校内研修やいじめの事例研究等により、いじめの防止、いじめの早期発見・早期対応について、教職員の共通理解と対応能力の向上を図る。

(4) 早期発見

早期発見、早期解決のため、日頃から児童生徒の観察や信頼関係の構築に努める。また、いじめは、大人が気づきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど見えにくいものであることを踏まえ、いつでもいじめが起こり得るという前提を教職員の間で共有し、それを繰り返し確認するとともに、保護者や地域の方とも連携して情報を収集する。

ア 教職員の対応能力の向上

教職員が人権感覚を磨き、児童生徒の言葉を受け止め、児童生徒の立場に立ち、児童生徒を守る姿勢が大切である。また、集団の中で配慮を要する児童生徒に気づき、ささいな言動から、心の叫びを敏感に感じとれるよう、児童生徒の気持ちや行動・価値観を共感的に理解しようとするカウンセリングマインドの向上に努める。

イ 日常的な実態把握

いじめを早期に発見するためには、休み時間等における教職員の日常的な観察や目の届きにくい場所の点検、チェックリストによる観察、教育相談を行うとともに、教室等に相談窓口の案内を掲示する。

また、日常生活での児童生徒への声かけに加え、生活ノート、教育相談、家庭訪問等により児童生徒、保護者との信頼関係を構築した上で、定期的な教育相談週間やアンケート調査を実施するなど、いじめの兆候となる情報について計画的に収集や記録を行い、教職員間で共有する。

(5) 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめを受けている児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先に、いじめ対応チーム等校内組織を中心とした教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関連携のもとで取り組む。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む計画を立て、継続的に見守る。

ア いじめへの組織的対応

いじめが疑われる情報があった場合、いじめを受けた、又はいじめを知らせた児童生徒の安全を確保し、登下校、昼休み等の見守りを強化する。

指導に当たっては校内組織で対応する。当事者双方、周囲の児童生徒から個々に事情を聴き取り、正確な実態把握を行い、指導方針、役割分担を明確にした上で、連携協力して児童生徒、保護者に対応する。また、事案に応じて教育委員会、関係機関と連携する。

イ いじめを受けている児童生徒及び保護者への支援

いじめを受けている児童生徒を守るとともに、心配や不安を取り除き、解決への希望をもたせ、自尊感情を高めるよう配慮する。その保護者には、その日の内に面談し、事実関係を伝える。なお、保護者の不安な気持ちを共感的に受け止め、早急に今後の指導方針を伝え、今後の対応について協議を行う。さらに、児童生徒及びその保護者には適時、適切な方法で経過報告をする。

ウ いじめを行っている児童生徒への指導及び保護者への助言

いじめを行っている児童生徒からは気持ちや状況を十分聴き取り、状況、背景にも注目しつつ、形式的に謝罪を求めたり、責任を問うたりするのではなく、人間的成長につながる、毅然とした対応と粘り強い指導により、いじめが非人道的行為であることやいじめを受けている側の気持ちを認識させる。

その保護者には、早急に面談し、学校での調査で明らかになった事実関係や相手の児童生徒、保護者の心情を伝え、家庭での指導を依頼するとともに、今後の取組について共有する。

なお、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう加害児童生徒の心情や言い分を十分に聴いた上で、一定の教育的配慮のもと、特別な指導計画による指導の他、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察との連携による措置も含め対応する。

エ 周囲の児童生徒への指導

当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として、「いじめは決して許さない」という毅然とした指導を行う。その際、いじめは加害・被害の二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、いじめに暗黙の了解を与えてしまう「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにする。特に、「傍観者」からいじめを抑止する「仲裁者」への転換を促すことが重要である。

オ 町教育委員会との連携

学校においていじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに町教育委員会へ報告し、指導助言等による支援のもと、管理職が中心となって組織的に対応し、迅速に問題の解決にあたる。

また、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校問題サポートチーム（兵庫県教育委員会）等の支援を要請する。

(6) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットの危険性やネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する教職員の指導力の向上や、警察等関係機関と連携した指導、児童生徒、保護者への啓発に努める。

未然防止では、発達段階やスマートフォン等の通信端末（以下「通信端末」という。）の使用頻度に応じて、学級活動、生徒会活動等において通信端末の使用について、ルールを自分たちで考え実行する等の取組により、情報発信の配慮や、発信者と受信者の双方がメールや書き込み等に振り回されるのではなく、有益なツールとして活用する態度を育てることが必要である。また、通信端末を第一義的に管理する保護者と連携するため、保護者会等で通信端末の使用に関する学校のルールを共有する。

早期発見では、メール及びSNS等を見たときの表情の変化や通信端末の使い方の変化など、いじめを受けている児童生徒が発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

早期対応では、インターネットを通じて行われるいじめを発見した場合、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案に応じて警察や法務局人権相談窓口等の専門的な機関と連携して対応していく。

なお、保護者に対しては、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成21年3月内閣府）や兵庫県青少年愛護条例等の法令の規定を踏まえ、保護者の責務について周知を図る。

<参考>

【青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律】

～第6条より抜粋～

- ・ 保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び青少年の発達段階に応じ、その保護する青少年について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法によりインターネットの利用を適切に管理し、及びその青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めるものとする。
- ・ 保護者は、携帯電話端末等からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることに特に留意するものとする。

【兵庫県青少年愛護条例】

～第24条の2より抜粋～

- ・ 保護者は、インターネットを利用することができる端末設備（以下「端末設備」という。）を適切に管理することにより、青少年が端末設備を利用して有害情報を閲覧することがないようにしなければならない。
- ・ 保護者は、青少年によるインターネットの利用に伴う危険性、過度の利用による弊害等について認識し、インターネットの利用に関する青少年の健全な判断能力の育成を図らなければならない。

4 家庭、地域、関係機関の役割

(1) 家庭の役割

法第9条に基づき、保護者は、子ども達に基本的な生活習慣や学習習慣を身につけさせる責務がある。子ども達にとって、家庭がやすらぎと安心を与える場であることこそ、豊かな人間性を育むことにつながる。

ア いじめに関する正しい理解と環境づくり

いじめは重大な人権侵害であり、「いじめは決して許されるものではない」ということを日常の生活体験を交えながら丁寧に伝える。また、子どもがいじめを受けた場合や発見した場合は、速やかに学校や関係機関と協力し、子どもをいじめから守る行動をとらなければならない。また、通信端末の使用においては、家庭内で使用時間や活用方法のルールづくりを行い、実行する。

イ 子どもとの対話を大切にしたい親子関係づくり

子どもの変化に気づいたり、悩みを打ち明けたりできる親子関係を築くよう、日ごろから子どもとの対話を大切にする。また、幼児期から親子の絆や信頼関係を深め、他者を思いやることや生命の大切さを教える。

(2) 地域の役割

いじめの問題は、町民一体となり取り組む問題であるという認識のもと、学校や家庭との連携を推進し、「地域の子どもは地域で守り育てる」という地域が本来持つ教育支援機能の活性化を図る。

ア 子どもを見守り育てる体制の充実

地域の中で豊かな心を育むため、地域の構成員は子ども達が安心して活動できる安全な地域づくりに努めなければならない。

イ 地域社会の一員としての資質の育成

子どもに対して、多様な体験活動や交流活動の場を提供し、地域全体で人間としての在り方や生き方を学ばせ、町民意識と社会の形成者としての資質を育成する。

(3) 関係機関の役割

各関係機関は、法第17条に基づき、学校や保護者への助言、いじめ防止等のための対策が適切に行われるよう、情報交換を積極的に行うなど、学校、家庭、地域、町教育委員会との連携を強化する。

5 重大事態への対処

(1) 町教育委員会又は学校による調査

法第28条に基づき、下記に掲げる事態（以下「重大事態」という。）に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により、事実関係を明確にするための調査を実施する。

ア 重大事態の意味

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ・ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校又は学校の設置者の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

イ 調査

① 調査主体

町教育委員会又は学校が調査の主体となる。なお、学校主体の調査では十分な結果が得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、町教育委員会が調査を実施する。

② 調査を行うための組織

調査を行うための組織は、「太子町いじめ問題調査委員会」とする。

③ 警察との連携

重大事態及び犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合には、学校は、いじめが児童生徒の生命や心身に重大な危険を生じさせる恐れがあることを十分に認識し、法第23条第6項に基づき、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に支援を求める。

ウ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報の提供

いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について適時、適切な方法で、経過報告に努める。

エ 重大事態の発生及び調査結果の報告

重大事態の発生及び調査を行った結果については、町教育委員会を通じて町長へ報告する。

調査結果を報告する際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合は、当該児童生徒又はその保護者の所見を調査結果の報告に添える。

(2) 町長による再調査

調査結果の報告を受けた町長は、重大事態への対処又は重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、「太子町いじめ問題再調査委員会」を設置し、「町教育委員会又は学校による調査」の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。

ア 再調査を行う委員は、職能団体等からの推薦等により専門的知識及び経験を有する第三者で構成し、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

イ 町長は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時、適切な方法で、再調査の進捗状況等や結果を説明する。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置

町長は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

町長は、再調査を行った結果を町議会に報告する。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、関係者の個人情報に対して必要な配慮をする。

6 いじめの防止等の検証及び見直し

(1) 実施状況の報告

この基本方針に基づくいじめ防止等の対策については、「太子町いじめ問題対策連絡協議会」に毎年度いじめに関する状況を報告した上で、必要な見直しを行う。

(2) 総合的な検証

この基本方針については、おおむね3年後を目途に「太子町いじめ問題対策連絡協議会」において総合的な検証を行い、その結果に基づき、必要な見直しを行う。